

第二百八回国
参議院
文
教
科
学
委
員
会
会
議
録
第
六
号

令和四年四月二十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月七日

辞任

清水 真人君

舞立 昇治君

那谷屋正義君

四月十一日

辞任

上野 通子君

竹内 功君

四月十二日

辞任

進藤金日子君

三原じゅん子君

四月十三日

辞任

竹内 功君

四月十四日

辞任

宮島 喜文君

佐々木さやか君

四月十五日

辞任

浜田 昌良君

四月二十日

辞任

世耕 弘成君

水落 敏栄君

水岡 俊一君

出席者は左のとおり。

委員長

元榮太一郎君

理事

委員

今井絵理子君

上野 通子君

堂故 茂君

宮沢 由佳君

北村 経夫君

高橋はるみ君

竹内 功君

丸川 珠代君

山下 雄平君

勝部 賢志君

宮口 治子君

蓮 舫君

佐々木さやか君

横山 信一君

伊藤 孝恵君

片山 大介君

吉良よし子君

船後 靖彦君

末松 信介君

池田 佳隆君

武蔵 誠憲君

藤原 章夫君

伯井 美徳君

串田 俊巳君

国務大臣

文部科学大臣

国務大臣

文部科学大臣

文部科学副大臣

事務局側

常任委員会専門

員

政府参考人

文部科学省総合

教育政策局長

文部科学省初等

中等教育局長

スポーツ庁次長

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

(二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国立競技場の運営管理の在り方に関する件)

(人工妊娠中絶等における女性の心身のケアに係る教育に関する件)

(教員不足への対応に関する件)

(学校における部活動の在り方に関する件)

(公立高校入試における定員内不合格に関する件)

○教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(元榮太一郎君) ただいまから文部科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、那谷屋正義君、舞立昇治君、清水真人君及び水岡俊一君が委員を辞任され、その補欠として蓮舫君、山下雄平君、北村経夫君及び勝部賢志君が選任されました。

○委員長(元榮太一郎君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(元榮太一郎君) 御異議ないと認めま

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

第六部

文教科学委員会会議録第六号

令和四年四月二十一日

【参議院】

が大変重要であると考えていまして、従前より文部科学省としては、幼児期、高等教育段階まで切れ目のない形で教育費の負担の軽減であるとか、貧困による教育格差の解消のための教員定数の加配措置であるとか、スクールソーシャルワーカーの配置の充実、放課後子供教室など地域教育資源を活用した子供たちへの学習支援、家庭教育への支援の充実など取り組んでおりまして、令和四年度、こうした予算も必要経費を盛り込んでおります。

いずれにしましても、学校の給食のこと、いろいろな話も出てございますので、しっかりと状況を受け止めていきたいと思っております。

○運動君 大臣が今おっしゃった項目、令和四年度予算案は、円安や物価高以前の予算案なんです。全く現実と違います。

私たちは、低所得子育て世帯への五万円円の給付、学生への生活支援給付、大学授業料半額免除、小中学校の給食無償化など必要と、二十一兆円の補正予算案の提案をしています。補正予算が要るんじゃないですか。

○国務大臣(末松信介君) 今、政府内で様々な協議が行われていると承知をいたしてございます。与党内にもいろんな御意見があるかと思っております。

○運動君 大臣の認識を聞いています。補正は要りますか。

○国務大臣(末松信介君) 今、検討いたしてございます。

○運動君 大臣の認識として、令和四年度予算案では足りない、この物価高、円安、家計を直撃、子供の格差を広げないために補正予算が必要とお考えですか。

○国務大臣(末松信介君) 慎重に、私個人としては慎重に今検討をいたしているところでございます。

○運動君 残念過ぎます。全く危機感がありません。百三十円に突入をしたら、大半を輸入に頼る日本、家計への直撃、経済への打撃、格差の更なる拡大、その認識が文科大臣にないというのが非常に残念です。私たちは、引き続き、補正予算案の提案を強く求めていきます。

さて、東京オリパラ大会が終わって半年が経過をいたしました。この春から文科大臣がオリパラ担当を兼務するようになりました。最大の任務は何ですか、端的に答えてください。

○国務大臣(末松信介君) 引き続きましたときに、堀内大臣から、東京オリンピック・パラリンピックをこれ開催をいたしまして、共生社会の中でできたということ、同時に、新型コロナウイルスが蔓延すること、どうにかやり切ることができたということについての成果、こういうような時代、こういうようなときにあってもできるんだということについて、こういうレガシー、きちっと検証していつて、残していこうという、そういう考え方でございます。

○運動君 膨大に費用が膨れた前ザハ・ハデザイン、この問題と改善点を当時の安倍総理と何度も国会でやり取りをして、ようやく安倍総理が二〇一五年に廃止を決断しました。それ以降、新たな競技場の在り方、随分注視はしてきたんですが、今レガシーとおっしゃいました。新国立競技場はレガシーですか、負の遺産ですか。

○国務大臣(末松信介君) レガシーと考えておりますが、今、はい、どうぞ。

○運動君 資料一を御覧ください。二〇一六年九月に大会後の運営管理に関する論点整理がまとめられ、二〇一七年十一月に大会後の運営管理に関する基本的な考え方が関係閣僚会議で了承されました。この基本的な考え方が今も政府の方針でよろしいでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) 現在においては、二〇一七年十一月に開催されましたこの新国立競技場整備計画再検討のための閣僚会議で現在の取組が進められているということでございますので、今のところ修正はございません。

○運動君 この方針では、二〇一九年秋に民間事業化の事業スキームが構築され、公募を経て、二〇二〇年秋には十から三十年間の長期契約の優先交渉者を選定、大会終了後に改修を行い、二〇二〇年後半以降に供用開始とあります。進捗はどうでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) 御質問いただきました件でございますが、この国立競技場の運営管理につきましては、関係閣僚会議において、民間事業への移行を図る、こうされております。文部科学省が中心となって検討を行いまして、コンセツション事業の導入可能性に関する調査であるとかマーケティングサウンディングを行うこととされました。

この方針に基づいて、JSC、日本スポーツ振興センターですね、この民間事業者の意見等を聴取するなど検討を進めてまいりましたが、令和二年以降、新型コロナウイルスの影響を受けまして、東京大会の開催が一年延期されたことや、民間事業者が取り巻く経済環境も大きく変化をしていることから、このような影響も含めて事業者の関心の度合いや意見を改めて把握をする必要が生じてございます。

このため、JSCでは、専門家の助言も得ながら、昨年の十一月です、民間事業者への意見募集を開始しておりまして、事業者の感触等を丁寧に確認しながら、実現性のある事業スキームや入札等のスケジュールを見定めていく予定としてございます。

文科省としては、こうした意見や関係者の声、しっかりと聞きながら、民間事業への移行を着実に、そして円滑に進められるよう、引き続き取り組んでいるところでございます。

○運動君 コロナやオリンピックが延期されたことが要因というような答弁ですが、違うと思いませんか。それもあるけれども、文科省の前提が実は大変甘かった。

競技場の詳細な図面というのは、企業にとつて投資とかりスク評価の検討の基礎なんです。この基礎でもある図面が大会警備の観点から全面開示が困難と分かったのが実は二〇一九年なんです。この二〇一九年には事業スキームを構築するとしていた、その年にその図面が出せないということが分かった。結果として二〇二〇年後の大会後に計画は先送りをされ、コロナがあつて更に二

年後に先送りをされた。それでも、萩生田前大臣は、二〇二〇年後半に供用開始が可能と言っております。可能なんですか。

○国務大臣(末松信介君) 先生今お話あったように、新型コロナウイルス感染症のこの感染拡大に伴いまして、一昨年の三月に延期が決まったわけでございます。前提が当然崩れましたので、これ自体は、このコンセツション云々を行つて民間に移行していこうという云々のことについては、当然変化を生じてございます。

○運動君 いつから民間の事業が始めるかと聞いているんです。本来だったら今年後半から始まる予定だったんです。で、そこで収入が入つてくる。その予定が随分遅れているんですけれども、いつから民間の事業が開始されるんですか。

○国務大臣(末松信介君) 当初は、閣議決定は二〇二二年の秋以降と書いてあったと記憶をいたしてございますけれども、今のところ、JSCでは、昨年の十一月に民間事業者に対して詳細な図面を示しました上で説明会や現地視察等を実施しつつ感触や意見を確認しているところでありまして、現時点において明確なスケジュールを示せる段階では実はないんです。

可能な限り早い段階で民間事業への円滑かつ着実な移行が進められるよう、文科省としてはJSCと関係機関と緊密に連携を図つてまいりたいと思つてはございます。

○運動君 実に目標が曖昧、文科省としては目標が見えない。実際に民間が手を上げるかどうか不明なんですよ。新国立競技場への関心の度合いをようやく去年末に聞き始めていますからね。こうした中でも予算は使われているんです。資料二枚目。

民間事業化に向けたアドバイザリー業務委託契約費は、令和四年度は約一・七億、これまでに既に約五億使われているんです。こうした税金の使用方は国民に納得されるとお考えですか。

○国務大臣(末松信介君) お答え申し上げますが、JSCでは、政府の方針等に基づきまして、平成二十九年年度から専門的な知見を有するコンサルティング業者にアドバイザリー業務を委託をいたしまして、国立競技場の運営管理に係る民間事業化に向けて、民間のノウハウと創意工夫が最大限活用できるコンセプション事業の導入可能性の調査であるとかマーケティングサウンドイングを行いながら検討を進め、コンセプション事業を行う場合の実施方針の素案を作成するなどの準備は進めてまいりました。

しかしながら、こうした検討の過程で、民間事業者等より投資やリスクを検討するため求めがあった国立競技場の詳細な図面等が大会会場のセキュリティの関係上提示できないことから、令和元年十一月に関係関係会議に状況を報告しまして、東京大会後、速やかに必要な図面等を開示して、事業者に十分な検討を行ってもらうという方針が確認をされたところでございます。

その後、新型コロナウイルスで影響を受けてまして、東京大会の開催が一年延期されたことや、民間事業者を取り巻く経済環境も大きく変化をしていることから、これらの影響も含め事業者の関心の度合いや意見を改めて把握しなければならぬ状況となっております。

このため、JSCにおいては、昨年十一月、十一月から民間事業者の最新の感触や意見等の把握に努めるとともに、今後予定されている公募や事業者選定の際に必要な資料作成の準備を進めていると聞いてございます。

このように、計画段階で想定し得なかった新型コロナウイルスの拡大の甚大な影響を鑑みたら、現在の状況は私は致し方ない面もあると思いますが、文部科学省としては、民間事業化に向けて取り組むを着実に進めていくことが重要であると考えて

おりまして、引き続きJSCとの緊密に連携を取りながら対応してまいりたいと思います。

○運動君 そもそも新競技場は何を行う施設なんですか。

○国務大臣(末松信介君) 先生のお尋ねは、あの競技場は何に使うとおっしゃられたわけですね。スポーツ大会であるとかですね、あるいは各種のイベントを開催をしていくということになるのかと思いますね。いずれにしても、国民、都民、市民の皆さん方に使っていただく、そういうレクリエーション施設です。

○運動君 違います。一枚目の資料に書いてあります。

大会後の運営管理に関する基本的な考え方は、東京大会後に、国際サッカー連盟ワールドカップ規定、八万席、並びにワールドラグビー規則に対応する球技専用スタジアムに改修をする。陸上、球技での利用ができなくなるとして、政府は球技場とする方針をまとめているんです。

ところが、昨年、二〇二一年九月、萩生田大臣は、球技専用ではなく現状のまま使う、世界陸上を誘致して、あの場で陸上競技を見ていただきたいと発言。両方行うんですか。

○国務大臣(末松信介君) いや、先生、今、私答弁申し上げたのは、スポーツ大会には当然、今後どういう形にしても、サッカーとかラグビーとか、こういうのが含まれてくるということは理解をいただきたいと思うんですけれども。

御質問の件ですけれども、水落先生の時代でしたけれども、文部科学副大臣の下でまとめられた基本的な考え方においては、御指摘のとおり球技専用スタジアムに改修することとされております。一方で、民間事業に移行に向けた検討の中で、複数の民間事業者から、陸上トラックを存置して活用した方がスポーツを始めとする各種イベントの円滑な実施が可能となるのではないかと、いう指摘がございました。このことも踏まえながら、現在JSCが実施している民間事業者への意見募集の中で施設改修の要望の有無を確認し、そ

の御意見を踏まえて陸上トラックの在り方について検討していく予定でございます。

なお、御指摘の萩生田大臣との、会見との関係で申し上げますと、日本陸上競技連盟が二〇二五年世界陸上を招致する意向を世界陸上競技連盟に表明したことは承知をいたしております。このような陸上競技の大規模な大会においてウオーミングアップのためのサブトラックの設置が少し離れた場所と認められるのであれば、こうした動きを踏まえ、将来も陸上競技ができるトラックを残すことは一つの方策であるというように考えてございます。

そういうことでございますから、今のところ考え方には定まったものはございません。

○運動君 政府は、球技専用スタジアムに改修すると決めたんです。どこで、どこで検討して、誰が陸上にも使うと方針を転換したんでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) まだこれをこうしようということが実は決まっていはいない、ございません、これにつきましては。

○運動君 中途半端な施設になるのを非常に懸念しています。

大会後の運営管理に関する論点整理では、陸上競技場とすると収益が上がるらない、他球技より使用日数は多くなるが、営業ベースに乗せられるかは課題だと。他方で、サッカー、ラグビーの試合を開催するには球技フィールドと観客席の距離を短くして臨場感を高めることが求められると整理。これを受けて政府は、八万席への改修を行って球技専用スタジアムにすると決めたんです。

じゃ、この八万議席への改修は行うんですか。

○国務大臣(末松信介君) コンセプション事業もこれから展開できるかどうか、今、JSC一生懸命努力をいたしてございます。

改修の必要性についても、何もそれは定まったものでもございません、このことにつきまして。まだ、全てが、JSCが今後どういう形で民間の方々に参加していただきながらあの競技場を使っていくかということを、もうこのことを今検討を繰り返して、今市場にサウンドイングを行っているところと聞いてございます。

○運動君 ですから冒頭に確認をしたんです。大会後の運営管理に関する基本的な考え方は今の政府の考え方ですか。大臣はそうですとおっしゃった。

ここに、八万席に改修する、球技専用スタジアムにする、今後陸上は行えない。言っていることと違うんじゃないですか。

○国務大臣(末松信介君) 先生にお答え申し上げます。

現在、JSCにおきまして、民間事業者の感触や意見を丁寧に聴取しながら、民間事業への移行に向けた検討を行っている最中でございます。先ほど私が申し上げたことと全く変わりません。

このため、こうした検討の結果、民間事業化に向けて最終的な道筋が見えた段階で、JSCと文部科学省で相談の上、文部科学省として、国立競技場の陸上トラックの取扱についても含めまして基本的な方向性を改めて示すことと考えてございます。幾つか検討を繰り返してございませす。

○運動君 検討より迷走を繰り返していると思います。情報公開もされないで、どこで陸上を行って、どの民間事業者が、サッカーも行いたい、陸上も行いたいといって、その中途半端な姿勢の中で、二〇二五年の世界陸連、それに手を挙げるんだ。基本的方針からどんな逸脱をしている。

そもそも、スタジアムを改修するには百億円必要です。これ、あなたが払うんですか。

○国務大臣(末松信介君) 先生、今御質問いただいておりますんですけれども、どういうように競技場を今後使うかということが定まっていらないので、百億円使って改修するか云々ということはまだ定まらない。しかも、球技あるいは陸上トラック云々についても今検討を重ねておるということをおし上げました。

○運動君 大会後の運営管理に関する基本的な考え方は読まれているんですか。これが全部なんです。

す。これが決まっているものを検討して変えようとしているのが末松大臣の答弁なんです。物すごく矛盾している。サブトラックについても、日本陸連の規約を変えて、なくてもできるという話になっている。それで二〇二五年に手を挙げると進んでいるんですよ。大臣の答弁自体が余りにも遅れています。認識をちよつと改めていただきたいと思うんですが、私は、この新国立競技場、レガシーどころか負の遺産を大変懸念しております。二〇一九年十一月三十日に新競技場が完成をしました。二〇二一年、大会が終わって半年がたちました。この間の競技場の維持コスト、幾らですか。

○国務大臣(末松信介君) 国立競技場につきましては、令和元年十一月、二〇一九年竣工後、令和二年夏に予定されておりました東京大会の、JSCから大会組織委員会に貸与されました。その後、新型コロナウイルスの影響によりまして一年延期された東京大会が終了した後、復旧工事が行われてきましたが、本年三月末に大会組織委員会からJSCに返還されたところでございます。芦立理事長ともいろんな話をいたしました。

このため、JSCによる新しい国立競技場の年間を通じた定常運営は今月から初めて開始されるため、年間を通じた定常運用の実績はございません。

なお、参考として、大会組織委員会の貸与期間となる令和二年度の人件費、保守、水道光熱費などのランニングコストの実績は約十億五千万円となります。

また、東京の二〇二〇の大会のテストイベント等による競技場の利用収入は、一億五千万です。

○運動君 資料三を御覧ください。

二〇二〇年のランニングコストは約十一億、収入は約一・五億、収支で九億の赤字が出ています。二〇二一年の収入はいかがでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) 今決算の途中でございますから、定かに申し上げられませんが、それは六月頃にはなつてしまふと思いますね。二〇二一

年ですね、六月末でしょうね、先生、そう思っています。六月末、今年の。二〇二一年でしょう、決算については。

○運動君 資料三の右側、収入実績の下に説明されているんですね。二〇二〇年大会のテストイベント等のみに貸し出されておられ、それ以降の通常のイベント等には貸し出されておられません。つまり、収入はないんですよ。

そうすると、二年間、経費は二十一億ぐらい掛かって、その間の収入は一・五、つまりもう既に二十億の赤字じゃないですか。

○国務大臣(末松信介君) いや、先生、令和三年度は二〇二一年でございまして、その収支については今年の六月と申し上げておられますけど。

○運動君 読んでもらえます。組織委員会以外のイベントには貸し出してないんですよ。つまり、収入ないじゃないですか。

○国務大臣(末松信介君) まあ収入は、当然、先生、これはないですね、それは。評価、評価しづらいというのか、できないと思いますね。

○運動君 ですから、二年間で二十億の赤字になつておられる。これ、誰が払うんですか。

○国務大臣(末松信介君) 今のところはJSCの会計の中で収めていただくしかありません。

○運動君 JSCの収入は何ですか。

○国務大臣(末松信介君) 収支は赤字になつておりますけれども、竣工直後の令和二年以降は、スポーツイベントの開催中止とか東京大会の一年の延期など、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が極めて甚大な影響を及ぼしております、先月末まで常用運用ができないことを加味すると、国立競技場の運用状況について現時点で評価することは適切でないと考えてございます。

○運動君 JSCの収入は何ですかと伺っているんです。何で違うことを答えるんですか。

○国務大臣(末松信介君) 収入はございません。

○運動君 待ってください、ちよつと後ろの秘書官。

JSCの収入はございませんか。JSCは一年間収入なしで運営しているんですか。

○国務大臣(末松信介君) 競技場からの収入は、これはございません。

○運動君 JSCの運営費交付金は何ですか。

○国務大臣(末松信介君) JSCの運営費交付金は当然でございます。

○運動君 どこから、何が財源ですか。

○国務大臣(末松信介君) 当然、国費になると思います。

○運動君 これを聞くだけで何でこんなに時間使っているんですか。何も把握していないじゃないですか。

つまり、税金由来で、新国立競技場の計画が遅れば遅れるほど、もう二十億の赤字の見通しがある。収入がないと大臣も認めた。国民が払うんですよ。これ、納得得られると思いますか。

○国務大臣(末松信介君) コンセプション、当然、遅れてしまったことでございます、新型コロナウイルス感染症によりまして、民間に移行して、その収入を得るべき手だてがないという状況でありましたし、今年の三月末まで、これ、競技場が返ってきたのは、JSCに返ってきたのは先月末です。先生、そういうことです。

○運動君 開き直らないでいただけますか。維持をするだけで、税金で赤字を補填し続けなければいけないんですよ。

ランニングコストは、さっき言いました、大体十億。ライフサイクルコストは幾らでしょう、五十年間で。

○国務大臣(末松信介君) 今の御指摘でございますけれども、平成二十八年当時、国立競技場を整備する民間事業者がJSCのこの専門家会合で出席し、提出をしました資料におきましては、新国立競技場整備事業の設計段階における試算が示されてございます。

これによりましたら、五十年間に要する経費は、大規模修繕等の約六百五十億円と年間約十一億円の維持管理費を合計して、五十年間、約千二

百億円に達するとされております。

○運動君 資料四を御覧ください。

五十年間のライフサイクルコスト六百五十億、これ、ザハ・ディザイン時よりも膨らんでいるんです。これを単純に年計算して先ほどのランニングコストと合わせると、年間に国立競技場が必要なコストは、収入は、二十四億が最低ラインなんです。二〇二〇年の収入は一・五億、既に二十二・五億足りないという計算になるんです。

民間が事業を始めるまで赤字は出続けます。これは誰が負担していくんでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) 基本的には国費になるうかと思ひます。

○運動君 コンセプション、民間事業化が始まったら赤字は出ないという認識でしょうか。

○国務大臣(末松信介君) コンセプションは、私の経験から考えれば、当然、受ける民間企業と国、この辺り全部、関係機関が十分協議をして費用負担の割合を決めていくものでありますから、ここで定かに答えることは難しゅうございます。

○運動君 その協議が全く情報公開されていないんです。だから心配なんです。本当に大丈夫か。資料五を御覧ください。

最低限二十四億もの経費を上回る収入は本当に見込めるのだろうか。国内主要スタジアムを見ます。野球収入が過半を占める札幌ドーム以外、二十億もの収入があるスタジアムはありません。東京近郊、新国立競技場と同程度の観客席数なスタジアムでいうと、埼玉スタジアムは支出が八・八億、日産スタジアムは観客席では支出は七・五億、味の素スタジアム、味スタ、十一・三億。つまり、新国立競技場がスポーツ競技で経費を上回る収益を稼ぐ場合、こうしたほかのサッカースタジアムよりも貸出単価割高になりませんか。頻繁に使いやすいスタジアムにもうなつていないんじゃないですか。

○国務大臣(末松信介君) 先生、現状でJSCがどういうようにこの競技場を今後使っていくか、またコンセプションも行える状態でどこに入札を

していただくか、いろんなことがあろうかと思
います。で、運営経費を賄うこと、大変困難でござ
います、先生おっしゃるとおり。

スタジアムの持続的な運営を行うために、民間
のノウハウを競技場運営に反映させまして、ス
ポーツ以外のイベントで活用を広げることや、や
はりコスト削減はやらなきゃなりませんし、スタ
ジアム全体で収益性を高めるということ、このこ
とを考えていかざるを得ないと思います。

なお、JSCがこうした民間を活用した様々な
取組を先導的に実施をしまして、知見の蓄積とか
課題の洗い出しを行うことは、今後、民間事業化
の検討にとって大きく資することが期待されてご
ざいます。

とにかく、いろいろな検討は今JSCで行って
ございます。

○運動君 資料六を御覧ください。

収益性の向上を図る取組、スタジアムツアー、
グッズ販売、部屋やスペース貸出し、どれぐらい
の収益性につながるんですか。この二十四億の経
費にどれぐらい補填できるんですか。

○国務大臣(末松信介君) そこは、少なからずの
期待は寄せていきたいとは思ってございます。

国立競技場が国民から親しまれるスポーツ施設
となるように、JSCでは、大規模なスポーツツイ
ェントでの利用に加えまして、競技場内のスペー
スを様々な形で有効する、活用することを、有効
活用することを通じて、日常的なにぎわいを
創出して収益性の向上を図ることとしてございま
す。

具体的には、民間事業者を活用しながら、本年
四月から、通常入ることができないエリアを開放
するなど、東京大会のレガシーが体験できるスタ
ジアムツアー、観光や近隣住民の散策に利用でき
る競技場五階に設置した遊歩道、空の杜の一般開
放であるとか、競技場内の会議室やラウンジ等を
活用したセミナーや企業の展示会、室内練習場を
活用したスポーツ教室の開催など、いろんなこと
を考えていきたいとは思ってございます。

○運動君 今、スタジアムツアーとおっしゃいま
した。週末だけ、三十分刻みで数を限って、一人
千円でやっているんですが、フル活動して週末を
全部動かしても数百万にしかありませんよ。余り
にも期待値が低いと思います。しかも、国立競
技場は屋根を外しましたから、音楽、ライブはで
きません。しかも天然芝です。物が設置できませ
ん。

本当に私は収入が心配なんですけれども、こ
れ、四月一日から定常営業を開始しましたが、今
年度の収支の見通しはいかがですか。

○国務大臣(末松信介君) 確かに、今先生おっ
しゃったように、音楽コンサートについても、矢
沢永吉さんのツアーをこの夏やりますけれども、
空、上空いていますんでね、音の問題等があるか
ら、試験的に今JSCいろんなことを検討してい
るということを私は申し上げました。

国立競技場につきまして、令和元年の竣工以
来、先月末まで東京大会組織委員会に貸与されて
おります。JSCによる年間を通じて定常運用、
運営に関する実績データがない状況でございま
す。加えて、令和二年以降の新型コロナウイルス
感染症拡大の影響が色濃く残る中、今後の感染動
向いかによっては、大会やイベント等の開催そ
のものが、そのものや観客制限等が行われる中で
の入場料収入をどのように見込むかなどは、様々
な要因があるため、現段階において年間収入の見
込みを立てることは困難な状況と聞いてございま
す。

○運動君 何で見込めないんですか。

二〇一六年には新国立競技場整備完成時の収支
見込みを公表されましたよ。これも相当甘いも
で、国会で審議をしましたが、なぜ収支見通しは
出さないんですか。

○国務大臣(末松信介君) 先生、恐縮であります
けれども、繰り返しになりますが、国立競技場の
建設計画時に予測することができなかった新型コロナ
ナの影響が極めて甚大でございまして、例えば収
支見込みを検討するために不可欠な

収入の見通しも、今後の感染動向のいかんによっ
ては、大会やイベント等の開催そのものの影響や
観客制限を行われる中での入場料収入をどのよう
に見込むかなど様々な要因が絡んで、収入の柱で
あります入場料収入の見通しを立てることが非常
に難しいと聞いてございます。

加えて、新しい国立競技場は旧国立競技場と大
きく異なる仕様や機能を持つスタジアムでござい
まして、過去の実績を活用して試算することが難
しいため、まず四月一日より開始した一年を通し
た定常運営を通じて十分な実績データを蓄積して
いく必要がございます。

現段階において年間収入の見込みを立てること
は困難な状況であると聞いてございます。

○運動君 コロナ禍で収支の見通しが難しいのは
民間も同じです。イベント配給や文化事業、飲食
店、各種企業も、コロナによる負の影響が見通せ
ない中でも収支をしっかりと見通しを立てて、そ
して、赤になるか黒になるか、日々の努力を積み
重ねて結果を出そうという努力をしているのに、
国だけは、新国立競技場だけは、観客席が幾ら、
どれぐらい埋まるか分からないから見通しが立て
ない、赤字になるかもしれない黒字になるかも
しれない、赤字になったら税金で補填。こういう
考え方でいいんですか。

○国務大臣(末松信介君) 施設ができた以上、で
きるだけ赤字を抑えていくのは当然のこととござ
いますので、あらゆる努力はJSCなりやってご
ざいます。

なお、JSCがこうした民間を活用した様々な
取組を先導的に実施をしまして、知見の蓄積や課
題の洗い出しを今行つてございます。さつき矢沢
永吉さんのコンサートの話も申し上げましたけれ
ども、民間事業化の検討に大きく資するものがご
ざいますので、これからいろんなことを検討を重
ねていきたいと思ひます。

○運動君 検討を重ねる、努力をする、でもその
根拠となる数字は出さない、どういう検討をして
いるか情報公開もしない、極めて楽観的な見通し

で、頑張るという精神論。とても納得できませ
ん。

資料七。

東京都が千四百億円を投じて整備した六つのオ
リパラ大会の施設のうち、バレーボールなどの会
場となった有明アリーナを除く五つの施設が年間
十億円以上の赤字見通しとなりました。七十八億
円を投じた力ネー会場、年間一・六億円の赤字、
その上に、波を和らげる装置に力キが大量に付着
し、除去費用だけで昨年一・四億もの追加費用が
出ました。これは毎年発生していきます。水泳競
技が行われたアクアティクスセンター、五百六十
七億を掛けて整備されましたが、年間百万人もの
利用があったとしても六・四億の赤字見通しで
す。

千六百億円、それにザハ・ディザイン時代のもの
入れて二千億もの税金を投入して造った新国立競
技場、本当に大丈夫ですか。

○国務大臣(末松信介君) 繰り返しになりますけ
れども、今JSCで様々な角度から、今どういう
ように今後競技場を使つていつてか、検討いたし
てございまして、この二〇二二年の三月、先月に
施設が返ってきたばかりでありますから、どうし
ていくかということについては今後しっかりとJ
SCに検討いただくということが大事かと、私は
そのように思つてございますね。

○運動君 無責任過ぎませんか。コロナに丸投
げ、JSCに丸投げ、情報は公開しない。

JSCの検討はこれまでも私は見てきました。
ザハ・ディザイン時代の収支見通し、本当に苦しい
努力で、収入にいろんなものをカウントしてい
た。プレチナムシートとかゴールドデンシートと
か、個室を貸し出すとか、企業に運動会で貸し出
すとか、もうすこかったですよ。本当にこれが国
立規模で二十億埋まるのかというものを積み上げ
て、ぎりぎり、ぎりぎり何とか収支均衡合わせて
いましたけれども、そういう情報も出さないで、
JSCが頑張っている。じゃ、様々な角度見せて
くださいよ。二千億もの税金を投じて造つたもの

で、もう既に二十億の赤字が見通しされて、民間事業がいつになるのかも分らなくて、それまでは税金で補填をし続ける。とても理解できないと思います。

せめて、せめて、大臣も分かっているんだったらもう一度ちゃんと勉強していただいて、JSCに情報公開させる努力していただけないか。

○国務大臣(末松信介) 努力は、芦立理事長と話をしながら、今申し上げたように、スポーツイベントとか、あるいは音楽コンサートであるとか、まあ先生は少し小さな商売じゃないかと思われるかもしれませんが、グッズを売ったりとか、いろんなことは検討いたしていることは申し上げたとおりでございます。

二〇二一年で収入が一億何ぼあったのも、これは試験的に、元々は貸与していましたがね、これ、組織委員会に。そこでイベント、スポーツイベントを試験的に実行すること、結局、本来は入ってこない収入をJSCがその収入として上げざるを得なかったものがそこでございいます。

だから、これからについてどうするかということと収入見込みを上げるということは、現段階ではできない、しかし努力はいたしてまいりたいと思っております。

○運動君 全く納得できません。情報も公開しない、これから頑張る。

スポーツは感動すると所信で述べていました。オリパラ大会のことを自画自賛しました。だったら、負の遺産とならない努力の、最低限の指導力発揮してください。情報を公開してください。

どんな議論をしているのか教えてください。収支、見直し、今日大臣が答弁したものの数字のバックアップデータを出してください。せめて、それを国民に見せることによって、年間十億もの国税で赤字を補填していく理解を得る努力をするべきだと私は思います。

是非その考え方を理事会に出していただきたいということを経最後に委員長にお願いを申し上げ、

質問を終わります。

○委員長(元榮太一郎君) 後刻理事会で協議いたします。

○伊藤孝恵君 国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。

先ほど、運動委員の質問、補正予算についての大臣の答弁、非常に不安を覚えまして。

通告はしておりませんが、冒頭、一問質問させていただきますと思います。

円安が進んでいます。輸入物価が上がっています。これ、恐れていた戦後最大のスタグフレーション、これ現実のものとなっています。スタグフレーションというのは、物価は上がっていくのに景気は低迷していく。それに加えて、この我が国の実質賃金というのは、一九九六、七年をピークにずっと四半世紀下がっています。こんな国は先進国で日本しかありません。

こういう状態において、政府の一員として末松大臣は、この円安、物価高が続くとき、国民生活にとって最も効果的な政策というのはどういうものだとお考えですか。

○国務大臣(末松信介) 国民生活にとって一番大事なことは、それは、先生、これは物価の安定です。私はそう思います。元々は内外価格差の問題等々がありましたから、やはり、国民生活を安全、安心させるにはやはり物価の安定をしていくということが大事だと思います。

今物価が上がってございます。先生御指摘されたとおりです。

○伊藤孝恵君 余り更問いたくないんですけども、物価が安定しても賃金が今のままでは暮らせない、こういう、物価も高くなっている、そして景気も低迷している、賃金も下がっている、これが今です。この今において効果的な政策というのは、政治家がなすべき政策というのは何なんでしょう、かというのを今伺っています。

○国務大臣(末松信介) 二〇〇〇年、物価一〇〇と、あつ、済みません、賃金、実質賃金一〇〇

とした場合、日本のみが確かに、一〇四か五でございまして、賃金上がってございませぬ。

しかし、企業の内部留保の問題、よく問われる問題でございます。やはり循環を良くしていかなくちゃいけませんし、給料も上げてもらわなければならない、だったら使う。しかし、今の輸入物価が上がっている問題は、これはまた別の問題でございまして、要因がございまして。先生今お急ぎみたいですから、私はそう考えています。循環を良くする。

○伊藤孝恵君 バンク・オブ・イングランドは、一九七〇年代のオイルショックを超える状態になるといふように警鐘を鳴らしています。こういうときに効果的な政策というのは、大臣、家計支援じゃないでしょうか。ガソリン代、これももうどんどん上がっています。今、どこまで上がるんだらう。私、昨日、電気代の請求書見て二度見しました。すごく今電気代も高い。そして、スーパーに行けば、食卓の優等生もやし、これも十円上がっているんですよ。

こういう、四月中に政府は経済対策取りまとめるといふふうにおっしゃっていますけれども、こういう本当に暮らす、生活者の感覚を酌み取った経済政策というのは是非つくっていただきたいというのを冒頭お願いを申し上げます。あつ、大臣、何か手挙げていらっしゃいます。

○国務大臣(末松信介) これは文科委員会なんので、授業料減免であるとか、先生、奨学金のこの経済的な支援制度、これ急変、家計急変した場合にも対応いたしておりますので、そういう答弁でありましたらそういう答弁を続けます。ここ、ちよつと委員会の類いからして、御遠慮申し上げます。

○伊藤孝恵君 いや、文科委員会でありまして、大臣は政府の一員でいらっしゃいます。そういう部分に対して政府がどういう政策をしていくのか、これを問う、まあ私の質問権の範疇で質問させていただきます。

それでは、文科委員会の質問させていただきたいと思っております。私、生理政策を始めたとき、厚労省に我が国の生理に係る政策は何があるというふうに問合せをいたしました。そうしたら、労働基準法第六十八条に基づき、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した場合に、その者を生理日に就業させてはならないこととされていますという、返答はたった二行でした。

で、私は、じゃ、その労基法の傘の下にいない人はとか、月経随伴症状というのは労働者であれ学生であれ一緒にに生理休校はないのとか、生理中にプールの授業を先生も生徒も休めないのは変じゃないとか、生理日ということは閉経後は駄目なのねとか、いろいろ聞いてみたんですけども、全てにおいてあるのは生理休暇ですけどいふふうには断言をされました。

そもそも生理というのは生活の中にあるもので、恥ずかしいものでも嫌らしいものではないんですけれども、初潮、生理痛、生理不順、無月経、不正出血、PMS、PMDD、閉経、更年期、いろいろございまして、いまだにタブーを感じる方というのは多々ございます。確かに、このタブーの語源というのはポリネシア語の月経を意味するタブーなんだそうで、まあ何となく真正面から語りづらいというのも真実だといふふうに思えますし、私も最初は、国会質疑の中で生理のことをやるべきはどきどきしながら取り上げました。

しかし、この生理がなければ人類の全てではありませんし、子供たちに正しい知識を備えてもらうのはリプロダクティブヘルス・ライツの観点で非常に重要だといふふうに思います。大臣も娘さんいらっしゃると思いますけれども、御家族、恋人、職場に子宮を持つ者、生理がある方がいれば、生理教育というのはみんなに受けていただきたい、もとい、いただくべきだといふふうに思っています。

その意味で、今回、骨太の方針に生理の文字が刻まれたこと、それから文科省予算でも命の安全

教育が計上されたこと、とても大きいというふう
に思いますが、生理教育でも性教育でも命の安全
教育でも、ネーミングは何でもいいんです。とに
かく子供たちには自分の体や性やそれらに関する
知識を備えて、自分の意思で自分の生き方、人生
を選択していったほしいなと思う次第です。

そこで、大臣にお伺いいたします。

これら骨太の方針、そして命の安全教育には、
リプロダクティブヘルス、つまり妊娠することや
産むことへの視点というのは感じるんですけど
も、リプロダクティブライツ、産むか産まない
か、中絶に関しても十分な情報を得て、生殖に関
する全てのことを自分で決められるという視点が
乏しいように感じるんですが、いかがでしょう
か。

○国務大臣(末松信介君) 先生お話がありました
ように、昨日もちよつと娘と話をしましたです
ね。やっぱり性に関して正しく理解して適切に行
動が取れるようにするということは大変重要なこ
とだと、基本だと思っています。

この点で、第五次男女共同参画基本計画におい
て、女性の心身の状態は年代によって大きく変化
するという特性があり、リプロダクティブヘル
ス・ライツ、性と生殖に関する健康と権利のこの
視点が誠に重要であると記載をされてございま
す。大事なことだと思えます。

御指摘の、例えば先生がお思いかもしれませ
んが、出産とか生理に関わる指導に関しましては、
学習指導要領に基づきまして、保健体育科にお
いて、例えば中学校では、思春期には生殖に関わ
る機能が成熟して女子では月経が見られて妊娠が可
能になること、高等学校では、思春期における心
身の発達や性的成熟に伴う身体面、心理面、行動
面などの変化に関わりまして健康課題が生じるこ
とを扱うなど、児童生徒の発達段階に応じた指導
がなされてはございます。

女性の版の骨太方針でありますこの女性活躍・
男女共同参画の重点二〇二二年、これは令和三年

六月十六日でございますが、においては、女性の
生理と妊娠に関する健康について、生理に伴う
様々な困難を相談しやすい環境の整備、この推進
に関する項目が盛り込まれました。

このため、令和三年十二月に都道府県教育委
員会、これは学校の立場ですけれども、都道府県
教育委員会等を通じて各学校に対して、健康
診断を実施する際に、月経に伴う諸症状を抱える
児童生徒等を的確に把握して、健康相談や保健指
導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相
談や治療につなげたりするなど、適切に対応い
たように周知を行ってございます。

少し答弁広げました。

○伊藤孝恵君 大臣が今御答弁いただいた、内閣
府と文科省と厚労省が発表いただいた、それら非
常にすばらしい政策が並んでいたにもかかわらず、
それを不妊予防支援パッケージというふうにく
くくつてしまつて、大変不評を買つて、今ネー
ミングが変わつていきますけども。

プレコンセプションケア、非常に大事です。コ
ンセプション、受胎ですね。その将来の妊娠を考
えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康
に向き合うことだということで、今、国立成育の
中には日本初のプレコンセプションセンターが開
設をいたしました。この重要性はアメリカのCD
CやWHOも提唱している考えで、日本も遅れば
せながら伴走している形です。

一方で、アポーションケア、アポーションとい
うのは人工妊娠中絶ですけども、中絶や死産等
における女性の心と体のケアについては、日本では
一向に広がらない、これまたタブー視され、いま
だに見過ごされている問題でもあります。事実、
私、国立国会図書館で調べてみたんですけども、
記事と論文というのはほとんどない、まとまった
資料というのありませんでした。

この命の安全教育では、就学前の幼児から大学
等において、また障害のある児童生徒等の状態に
応じて、性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍

観者をつくらないため、性犯罪、性暴力を未然に
防止する目的で実施するというふうに書かれてお
ります。中学校になると、性暴力被害に遭った場
合の対応まで教えるというふうに書いてありまし
た。

ここで、ピルのアクセスビリティですとか緊
急避妊薬、経口中絶薬の存在、安全な中絶、流産
についてはどのように伝えていくのか、これ参考
人で構いませんので教えてください。

○政府参考人(伯井美德君) 命の安全教育にお
ける指導の内容、先生から御指摘いただいたとおり
でございます。引き続きしっかりと対応してい
きたいと思っております。

さらに、中高生が望まない妊娠や中絶により悩
みを抱えている場合、一般的には学校では養護教
諭、スクールカウンセラーなど周りの大人たちに
相談できる体制を整備して、生徒の安全確保の観
点からしっかりと、そういう観点と学業継続に向
けた教育上の配慮を行う、場合によっては医療機
関を含む関係機関につなぐことなどの必要な対応
を行うよう、各学校にも周知しているところでご
ざいます。

本年三月に、厚生労働省より若者向けの健康相
談支援サイト、スマート保健相談室が公開されて
おります。このサイトでは体や性、妊娠などに関
する正しい情報や相談窓口などを紹介しており、
必要に応じてそのサイトを適切に活用いただける
よう、都道府県の教育委員会等を通じて各学校に
周知をしたところでございまして、引き続き文科
省としては、そういう相談体制の整備も含めて
しっかりと充実を図っていきたいと考えておりま
す。

○伊藤孝恵君 ちよつと分らなかったのを教え
てください。じゃ、この命の安全教育ではアポー
ションケアについてもしっかりと教える、それはス
コープに入っているという御答弁でよろしかった
ですか。

○政府参考人(伯井美德君) 発達段階に応じまし

て、人工妊娠中絶の心身への影響などにつきまし
ても、高校の保健体育科の指導内容で、高校の学
習指導要領の解説にもそうしたことも指導するよ
う取り扱っておりますので、先生御指摘のとおり
だというふうに考えております。

○伊藤孝恵君 これまで日本では、中絶や流産、
死産をした女性のケアについては、母体保護法の
支援対象であるか否かが不明確だったことから相
談体制が整わなかったというふうにされておしま
して、国や自治体の取組はほぼ皆無です。あつた
としても、厚労省が令和三年六月十五日に出生前
検査及び流産死産のグリーフケアに関する自治体
説明会を開催するなど、自治体に対する流産や死
産を経験した女性等への心理社会的支援等の体制
整備が促されている、そういったところでありま
して、当然ながら、医療現場とか助産師さんがケ
アに当たったとしても保険適用等はありません
し、今までそういったことを議論をしたこともな
い、聞いたことがないということでした。

探しに探した結果、行政が補助を行った事例と
しては、御殿場市で一件、助産師による流産・死
産・新生児死・中絶で子供を亡くした方へのサ
ポート事業というのがありました。一方、世界で
は、ニュージーランドではこういった方々への三
日間の忌引有給休暇を取得できるような、そう
いった法律ができたりにしています。

日本では年間十六万件以上の人工妊娠中絶が行
われています。その是非はさておき、女性の心と
体のケアの立ち遅れ、情報や教育の貧困、これに
対応する必要があるというふうに思います。これ
をタブー視する必要はないというふうに思いま
す。

大臣には、タブー、子供たちにタブー視よりも
はるかに大切な知識、選択肢があること、そう
いったものを贈るために御奮闘いただくことをお
願いしたいと思ひ、最後に一言お願いいたしま
す。取り組みます。

○国務大臣(末松信介君) 今先生から十六万件の

妊娠中絶の実態を伺いまして、やはり、遅れている面がございましたらきちつとやはり、学校はやっぱり授業数の問題がありますからなかなか保健体育できちつと取れる時間が少ないかもしれないけれども、そういう場所でも最低限やらなきゃならぬことは、教えなきゃならぬことはきちつと教えていくという、このことは大事だと思います。

○伊藤孝恵君 終わります。

○片山大介君 日本維新の会の片山大介です。

私は今日、教員不足について伺いたいと思います。

近年、学校現場における欠員が、学校現場で欠員が生じているその教員不足、これ大きな課題になっていますよね。その教員不足は、臨時的任用教員や非常勤講師が雇えずに欠員の状態になっていて、その対策として教頭が担任を兼任したり、隣のクラスの先生が交代で面倒を見たり、さらには教員の免許状の保有者に対して電話を掛けて代わりになってほしいと集めたりするなど、それがまた学校現場の、何とこのか、多忙化を招く一つの要因にもなっていると、こういう状況なんですよ。

何より、子供にとつてみれば、先生が頻繁に替わることに様々な負担も起きているということとなんです、そうした中、文科省は、去年、令和三年度ですかね、教員不足の全国調査というのを初めて行って、今年の一月にこれ発表しました。

その内容とその結果を通じて、どのようにこの問題の深刻さを考えているのか、まずこれについてお伺いしたいんですが。

○国務大臣(末松信介君) お答え申し上げます。

臨時的任用教員等の確保ができず、学校へ配置する予定の教師の数に欠員が生ずる教師不足につきましては、昨年度、令和三年度、初の全国調査を実施をいたしました。

その結果、令和三年度始業日において、全国の

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計で二千五百五十八人、不足率が〇・三一％で、教師不足が生じている実態が明らかになりました。この中には一時的欠員も計上されておりますが、中には、今先生御指摘あったように、小学校の学級担任を管理職が代替しているという例もたくさん見られまして、懸念すべき状況と危機感を持って受け止めております。

こうした教師不足の要因としては、近年の大量退職、大量採用の背景として、臨時的任用の候補者、教師が、候補者が正規採用されたことによる教師のなり手の減少、また、産休、育休取得者や特別支援学級の非常に見込み以上の増加などが挙げられていると考えてございます。

以上です。

○片山大介君 それで、これまでこの調査の必要性というのは指摘されていたけど、なかなかやってこなくて、今回初めてだったんですね。それ、やったこと自体、私一歩前進なんだとは思いますが、それでも、ただ、これまでやらなかったことでの対応の遅さというのか、これを今頃そう言っていることの遅さというのはやっぱりあったと思うんですけど、そこら辺は文科省ってどういう認識なのかというのをちよつと聞きたいんですね。

○政府参考人(藤原章夫君) 文部科学省では、教師不足について、平成二十九年年度に十一県市の教育委員会を対象にアンケート調査を実施をいたしました。この内容につきましては、中央教育審議会に報告したほか、令和元年度には全国から複数の自治体を抽出する形で聞き取り調査を行うなど、これまでその実態の把握に努めてきたところでございます。

一方で、近年、一部の学校現場で年度当初に学級担任がおらず管理職が学級担任を代替しているとの指摘があるなど、依然として厳しい状況が続いていることが明らかとなったことから、昨年、全ての都道府県、指定都市教育委員会等に対し調

査を実施し、全国的な実態を把握したものでございます。

○片山大介君 そのさつき大臣が言ったことも、実はこれ前から言われていたことで、これようやく全国調査をやつて、それで分かりましたという話なんですけど、やっぱりどうも動きが遅くは思う。

それで、じゃ、これを受けてどのような対策を取るかという話なんですけど、たしかこの結果を発表されたのは一月です。それで、これ、文科省、新聞記事なんかを見ると、文科省はやっぱり改善に向けた努力はしていきたいと言っているんですよ。

ちよつと一月からで、今もう四月で、新年度始まりました。じゃ、この二か月、三か月の間で何か取り組めたことはあるんでしょうか。そこら辺、教えていただけますか。

○国務大臣(末松信介君) 本調査の結果、学校現場が厳しい状況に置かれていることが改めて明らかになったことを踏まえまして、公表後の令和二年二月四日の記者会見におきまして、私からも各教育委員会に対して、より一層計画的な正規教員の採用とか人事配置を行っていただくよう促すとともに、文部科学省としても、まず学校における働き方改革、教職の魅力向上の取組を進めていくことが一番重要であると発言してございます。

また、依然として深刻な状況にある教師不足の解消に向けまして一層の取組を促すため、昨日、四月二十日でございますが、都道府県教育委員会に対しまして特別免許状の積極的な活用などを依頼する事務連絡を発出するとともに、明日、四月二十二日、都道府県教育委員会の担当者を集めたオンライン会議を開催することといたしております。

任命権者であります都道府県教育委員会等においては、あらゆる手段を講じて教師の確保に取り組んでいただきたいと考えておりまして、こうした方法も含めて引き続きあらゆる機会を通じて積

極的に働きかけてまいりたいと思っております。

それと、調査は確かになかなかやってこなかったんですけども、やはり四十七都道府県の教育委員会、市町村から資料を集める、数字の確認というのは大変な作業であると聞いてございます。

そういったことも背景にあったのかなということは思うんですけども、いずれにせよ、いろいろと先生から御指摘いただいたことをしっかりと受け止めたいと思います。

○片山大介君 あれですよ、文部科学省はあらゆるもういろいろなアンケートとか調査をそれぞれ現場に下ろしているんですから、やっぱりこういう調査はやれたはずですよ、ばつとね。だから、そこはちよつと言いつつになってしまふのかなというふうに思うのと、それで、一月に結果が出て、大臣、ある程度いろんな通知を出していると言いました。

それで、この数日のうちにもまたそうしたことを言うというのは分かったんですけど、じゃ、実際にその学校の現場でその取組をやっているかどうかと、そういう事例は把握しているんですか。それでまた、それはきちんと聞こうと思つていいのか。そこら辺はどうなんでしょうか。

○政府参考人(藤原章夫君) 各教育委員会においては、こうした状況を踏まえまして、教師の確保ということで懸命な努力をさせていただいているものというふうに承知をしております。

その中で、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたけれども、通常の形での教員採用ということだけではなくて、特別免許状等を積極的に活用して、そうした教師のなり手の確保といったことも含めて今後更に取組をしていただきたいという趣旨で事務連絡を昨日発出をし、また、二十二日には担当者を集めたオンライン会議を開催するなどして、そうした趣旨を更に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○片山大介君 その特別免許状の活用もまだまだ

少ないというのがありますけれども、ただ、だからそうすると、この一月に発表してから今この二か月の間に何か、どういう取組を行ったかということの情報は把握をしていないということなんですよ、今、どうも聞くとね。ということなんですよ。

○政府参考人(藤原章夫君) 昨年初めて全国調査をしたわけでございしますけれども、そしてそれを一月に公表いたしましたして、その後、各教育委員会において教師の確保のための様々な努力をしてこられたというふうに承知をしております。

それについては、網羅的に調査をしているわけではございませんけれども、こうした状況を踏まえてどうやって改善していくのかということでは様々な努力をされているという情報は把握をしておるところでございます。

○片山大介君 だから、是非追加調査をやつていただきたいと。これ、調査の継続性が大切なんですよ。

これ、今回のやつだつて、これ令和三年度の年度当初ですよ。だからこれ新規採用者もいて、一番人的には豊富なきです。これが二学期、三学期になつて辞めている方だつて、辞めていく方だつていらっしゃる。やつぱりこれ継続性が大切なんです、こういう調査というのは。

これはやりますか、どうですか。大臣。

○国務大臣(末松信介君) 昨年度の年度後半の教師不足の状況につきましては、具体的な数について調査は行っていないものの、今回の調査の際などに個別に教育委員会より聞き取ったところでは、自治体により事情は異なるものの、年度後半の方がかなり深刻化するという傾向もあると聞いてございます。

今後、同様の調査を行うかどうかについては、先生、なかなか調査大変でございしますから、現時点においてはまだ未定でございします。

お尋ねの年度後半の状況も含めて、先生今含めての御質問だったと思うんですけども、今後の

実態把握の在り方については、新型コロナの拡大や教育現場の負担も考慮しつつ、教育委員会等の関係者の声も聞きながら適切に判断したいと思ひます。

○片山大介君 今、勝部先生もおっしゃったように、やつぱりどこで、どの時点でやるかと、こういうことも考えていけば効率的にやれると思うんですよ。

それ考えていただきたいのと、やつぱり現場の状況をきちんと把握しないでやると結構ずれた政策になりがちですから、だからこれきちんとした現状把握をすること、これが大切だから、その上で政策を進めていってほしいと思います。

それで、ちよつと時間が本当ないなと思ひながら、それでもう一つ同時にやりたかつたのが、正規教員の採用倍率の低下、これもまた教員不足と同じような問題になつていて、これ、令和三年度の採用試験では小学校は二・六倍、過去最低を記録更新したと。まあ、今、五十代の方の大量退職になつてきていますから、採用数を広げようということでは若干倍率下がるのは分かりますけど、それでも自治体によつては一・四倍や一・五倍のところもあつたりと、三人に二人は合格しちゃうという感じなんですけど。

そうすると、やつぱりこれ教員の質の問題、まあこれも言うわれている問題ですけど、これにやつぱり拍車がかかるんじゃないかと、まだそれならまだいいとは言わないけれども、そもそもその正規教員の数だつて不足してくる時代になつてくるんじゃないかと思ひますけど、そこら辺はどのように考えていますか。

○国務大臣(末松信介君) 先ほど申し上げましたように、近年の大量退職、大量採用の影響もある中で、公立学校の教員採用選考試験の採用倍率の低下傾向が続いてございます。先生お話があつたように、小学校二・六倍、中学校四・四倍、佐賀県は一・四倍というようなことでありますから、まあ軒並み低い数字でございします。

このような中で、各教育委員会では、教師のなり手を確保するために、教職や民間企業経験者に対する特別選考の実施であるとか、採用選考試験の受験年齢制限の緩和であるとか、いわゆる教師養成塾であるんですけども、こういったこと、あるいはインターンシップ事業による学生の確保など様々な取組を行っているとは現場で聞いてございます。

文部科学省としては、こうした教育委員会の取組を促進するとともに、一層の計画的な教員採用の促進、学校における働き方改革と教職の魅力向上等の取組を総合的に進めるとともに、現在中教審で行われております教師の養成、採用、研修等に関する包括的議論を踏まえつつ、質の高い先生の確保に向けた追加の施策は講じていきたいと思ひます。

○片山大介君 どうもこれもやつぱり具体的な取組が余り見えなくて、これ、その採用試験の結果と同時に文科省としての取組も発表されたんですけど、選考試験の改善を促していくとか、今も言われましたけど、中教審の議論を踏まえて実効性のある方策を検討していくと、まあ抽象的ですよ。これで本当にこれ来年度以降改善していくのかどうか。これ改善していくの結構大変ですけども、これ本当にその具体的なときちんとやつていただけるのかどうか。どうでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) 現在行われております中教審における教師の在り方に関する包括的な議論では、優れた人材確保のための教師の採用の在り方として、例えばですよ、教員採用選考試験の早期化とか複線化を含めた実施時期の在り方、これはよく出ています、もう、私も県議時代からよく出ていました、この話は、大学等の学修成果を活用した人物重視の教員採用選考、一部筆記試験の免除であるとか、それと、特別免許状の授与手続、基準の透明化などによる多様な人材の確保などについて、具体的な検討がなされているはずで

ございます。

今後、このような議論の結果を踏まえて、質の高い教師の確保に向けた追加の施策を講じていきたいと思ひます。

○片山大介君 本当にこれは大きな問題だと思ひので、これかなりやらないと、今のうちからしっかりそれは具体性でもって、まあ数値目標までは言えないと思ひますけど、やらないと、これなかなか解決していかないと思ひますので、しっかりとやらなければならないと思ひますので、あとも時間ないので、もう一問だけ。

あと、学校における働き方改革も、やはりこれ採用倍率増やすための一つの策だと思ひますけど、これ、一つデータで、ICTの活用やタイムカードによる客観的な在校時間などの把握すら実施していない自治体、これがいまだに三百二十五市区町村、一四％に上るといふんですが、やつぱり全ての自治体にまでこうした働き方改革の理念が浸透していない、この理由と対策だけちよつと最後教えていただけますか。

○委員長(元榮太一郎君) お答えは簡潔にお願いします。

○国務大臣(末松信介君) はい。ICカードとかタイムカードを活用した客観的な方法によります勤務実態の把握を実施している自治体の割合、令和三年九月一日時点で千四百八十三市町村、八六％です。近年大幅な伸びが見られます。

一方で、客観的な方法による把握を行っていないところも三百二十五市区町村、一四％と、これはもう本当に重く受け止めてございします。特に、このうち半分の百六十市区町村は今後一定の時期までに取り組む予定であると回答していますが、残りの百六十市町村は、市区町村は予定なしと回答しておるといふことで、あつ、済みません、百六十五市町村は予定なしと回答してございします。客観的な方法を実施していない理由について幾つかの自治体に確認をしましたが、具体的な方法を

検討中であることや自治体内での理解が浸透していないといったことが理由と聞いてございます。

いずれにしても、客観的な勤務実態の把握は働き方改革のスタート地点であるため、文科省として、一刻も早く全国全ての市区町村で行われるような様々な機会を通じて働きかけを行ってまいりたいと思います。公務の効率化にも絶対必要なことでございますので、よろしく御指導ください。

○片山大介君 終わります。ありがとうございます。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。本日は、教員の多忙化の原因ともなっている学校での部活動について聞きたいと思います。

二〇一六年度の教員の勤務実態調査によれば、中学校において、土日の勤務時間のうち部活動、クラブ活動の時間がやっぱり長くなっている。この部活動が先生の多忙化、長時間労働の一因となっているのはやはり明らかだと思うわけです。そうした背景も踏まえながら、二〇一八年三月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、また同年十二月には文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが策定されて、その中で、適切な休養日等の設定として、学期中は週当たり二日以上以上の休養日を設けることとされ、さらに、一日の活動時間も、長くても平日で二時間程度、週末含む学校の休業日は三時間程度とされているわけです。

じゃ、実態はどうなのかと。資料を御覧ください。これ、全国体力・運動能力、運動習慣等調査ですが、こで中学生たちが一週間の間に部活動で活動した実際の時間を調査、集計しているわけですが、ガイドラインにのっとれば、休日を含めた一週間で活動できる上限の時間というのは六百六十分、つまり十一時間ということなんです。そのガイドラインで示した活動時間以内の時間で活動ができている都道府県、政令市というのはこの調査で幾つになっているのか。直近の調査である

二〇一九年度と二〇二二年度、それぞれお答えください。

○政府参考人(串田俊巳君) お答えいたします。

運動部活動におきます休養日及び活動時間につきましては、御指摘ありましたとおり、文科省の平成三十年に策定いたしました運動部活動のガイドラインにおきまして、週当たり二日以上以上の休養日、それから一日の活動時間は、長くとも平均、あつ、平日二時間程度、休業日で三時間程度としております。こうなりますと、一週間当たりが十一時間以内というのが計算になります。部活動時間の基準となるというものでございます。

先生御指摘のとおり、文科省が実施している調査によりますと、この基準以内の活動時間となっております。二〇一九年度の調査におきましては、男子が都道府県では三県、政令市一市、女子が都道府県二県、政令市一市、二〇二二年度につきましては、男子が都道府県では十一県、政令市では七市、女子が都道府県では十三県、政令市では九市という状況になってございます。

○吉良よし子君 これ、中学生に聞いた調査なので男女別ということになっているわけですが、これも、令和元年、二〇一九年と、二〇二一年、令和三年度比べると、コロナの影響もあるのか多少の改善は見られるわけですが、ただやっぱりまだ大半の都道府県、政令市でこの十一時間を超える時間の部活動がコロナの下でも行われているというのが現状、実態なわけですね。

私、このガイドライン、文科省のガイドラインに沿って各都道府県や市町村、学校において方針が定められていると、それを調べてみましたけれども、見てみたら、多くの場合、大会前等校長が必要と認めた場合は、保護者の了承の上、部活動を行うことができます。要するに、大会前は例外として休養日設けなくていいよと、長時間の練習を行ってもいいよということにしている方針定めているところが大半なんです。

じゃ、実際どうなるかというと、例えば、コ

ナ禍で大会開催ができないんじゃないかという状況でも、ぎりぎりまで大会の中止を決めない下で、大会前の期間だからということ練習時間が延ばされてしまったとか、中には、大会中止になっても、市内の同じ部活の先生方で相談して、わざわざ試合とか大会を新たに設定するなどしてその長時間の練習時間を確保するというところで、例外が例外とならず、常に長時間の部活動が行える状況になってしまっているという例もあると聞いているわけです。

もちろん、大会前に一定の練習時間が必要ということも理解はするわけですけれども、ただ、こうして大会ばかりで子ども新しいものも含めてあつてしまつては、子供たち、先生方が必要な休養を確実に取れなくなつてしまつと。このガイドラインの趣旨に沿って適切な休養等を取れるように、やはりこうした大会、コンクールの在り方を見直す、できるだけ回数減らすなど、縮小、廃止、検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) 中学校等の生徒向けの大会につきましては、日頃の練習の成果を発揮する貴重な機会でございますので、特に全国大会については、高いレベルの生徒が切磋琢磨して、優れた才能を有する者の早期発掘や競技力向上にはかなり寄与はいたしてまいりました。しかし一方で、発育の発展途上にある生徒にとりまして、練習の過熱化を招いて、勝利至上主義による行き過ぎた指導の一因となることもこれは大きな課題でございます。指摘されてきました。

御指摘の大会の縮小等につきましては、文部科学省では、平成三十年度に、平成三十年です。ね、部活動のガイドラインを策定しまして、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、日本中学校体育連盟は、大会の規模若しくは日程等の在り方などに関する見直しを速やかに行うこと、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、大会等の統廃合等を主催者に要請することなどを求めています。

す。加えて、運動部活動の改革を推進するため、昨年十月に有識者会議を設置をいたしまして、大会等の在り方も含めて議論をいただいているところ。

今後は、五月を目途に取りまとめたいただく提言を踏まえて、生徒にとってふさわしい大会等の実現に向けて、先生の御意見も踏まえてしっかりと対応していきたいと思います。

○吉良よし子君 検討ということなんですけれども、いや、本当に大臣おっしゃったとおり、大会ばかりで競争をおおるような勝利至上主義に偏重してしまうような部活の在り方というのは、本当に子供にとつても負担になっている。要するに、スポーツや文化に単純に楽しんで親しんでという部活じゃなくつて、もう厳しくつらい部活となつて、それで嫌になつたなんという声も聞くわけです。

実際、大会自体の先生方への負担というのかなり重くて、単純に引率するだけではなくて、公式戦は参加者の名簿の起案など事務作業も多く大変です。もう年に一度ぐらいいいという声もあります。若しくは、関連する大会への役員としての動員が多い。だから、審判の方の人数不足もあつて、引率しない大会の役員として行かなきゃいけない場合もあつて、もう週末が全部潰れてしまふなどの声もあるわけで、やっぱり本当に、見直しということを言われましたけど、大会の数を減らしていく、特に地域の大会を減らしていくためにも全国大会の数自体もやっぱりちゃんと見直していくということが必要だと思いますが、もう一度、大臣、方向性お願いします。

○政府参考人(串田俊巳君) お答え申し上げます。大会の在り方の見直しなどにつきましては、先ほど御答弁申し上げました今年五月にまとめようとしております検討会議の中におきましても、大会の在り方そのものを考えるべしといったような資料を出して議論しております。その中で、大会

の数の上限の話とか、あるいはどんな大会を持つのがふさわしいのかといったような議論もなされておりますので、そういった提言が取りまとめられるというふうに考えております。

○吉良よし子君 数についても議論されるということですので、是非、一定、縮小というか、多過ぎるものではなく、精選していただきたいということをお願いしたいと思います。

やはり、こうした日々の練習、大会を含め、この部活動の今の在り方というのが特に教員にとって多大な負担になっているわけですが、この部活動というのはそもそも教員の業務としてどういう位置付けなのかと。必ずしも教員が担う必要のない業務だと思っておりますが、それで間違いないかどうか、端的にお答えください。

○政府参考人(串田俊巳君) お答え申し上げます。

部活動の位置付けでございますけれども、まず、学習指導要領上におきましては、中学校の学習指導要領の総則におきまして、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとされておりまして、意義としては、学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等、有意義な活動であったというふうに考えております。

一方で、部活動が教員の献身的な勤務によって支えられているということも事実でございます。まして、休日を含めた部活動指導、それから競技経験がないのに指導しなきゃいけないといったような状況もあって、教師にとって大きな業務負担になっているということも事実でございます。

部活動の設置、運営は法令上の義務ではないというところでございまして、平成三十一年の中央教育審議会の答申におきましては、部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務とされているところでございます。

○吉良よし子君 必ずしも教師が担う必要のない業務とされているということなわけです。実際、見ていると、指針等を見ても、各教員の抱え

る事情等も踏まえつつ調整していくものだとすることもあるわけですが、ただ、現場の声を聞くと、子供が小さいので無理だと伝えても、結局、正顧問にされてしまったという声も聞くわけですし、若しくは、介護や育児のない若い未婚の先生に対しては、もう有無を言わず押し付けられてしまうという事例もあると聞いていますし、また、勇気を出して、もう私は顧問やりませんと断つたら、それによってバワハラに遭っているなどという、そういう声も聞きました。

やっぱり、この必ずしも教員が担う必要のない部活動をやはり嫌だという教師に無理やり押し付けるようなことというのは、部活動の顧問無理やり押し付けるようなことはやめるべきであるし、ましてや、その顧問を断つたことを理由にしたバワハラなんというのはあってはならないと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) 先生御指摘のように、部活動の顧問の決定に当たりましてバワハラをするようなことはあってはならぬし、もう絶対許せないことでございます。

文部科学省、平成三十年策定しました部活動のガイドラインでは、校長は、運動部の顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的、効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとされております。

こうした部活動指導の分担を決めるに当たっては、一般的には校長から各教員に対して事前に説明を行います。そして、各教員の抱える事情等も踏まえつつ調整が行われているものと考えておりますが、先生御指摘の事実があったとしたら本当に大変遺憾なことでございます。

文科省としては、各学校の校長においてこうした配慮をしつつ、学校全体として適切な指導や運営及び管理に係る体制の構築が図られるよう、様々な機会を捉えて徹底、周知徹底してまいります。

○吉良よし子君 そうした部活顧問を断つたことを理由にしたようなバワハラ等は、若しくは押し付けはあってはならないという御答弁でしたので、是非それ徹底していただきたいと思えます。

一方、そうした教員が部活動を顧問担わない代わりということで部活動指導員の配置なども始まっているわけですが、今年度、全国で一万一千二百五十人の配置で、中学校単位で見れば一校に一人の配置にすぎないわけです。若しくは、休日の部活動の手当というのもちよつとは引き上げられたわけですが、それ一日三千円が三千六百円に引き上げられただけということで、まだまだ安いし、全国、学校、部活動、学校に一つあるわけじゃなくて複数あるわけで、そういう意味では、こうした部活動指導員、負担軽減に活用するという意味ではまだ少ないと思えますし、手当も少ないし、そうした教員の負担軽減とともに、こういう部活動の予算そのものはもうちよつと引き上げていく必要が負担軽減のためにもあるのではないかと思います。大臣、いかがですか。

○国務大臣(末松信介君) 教師に代わりまして指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の予算につきましては、ここ数年着実に増額されておりますが、令和四年度予算においては対前年度比で一億円増となる一万一千二百五十人の部活動指導員の配置に必要な予算十三億円を計上してございます。

また、これから、この部活動指導の手当の在り方につきましては、この部活動の地域移行への状況、この状況を踏まえながら、しっかりと検討いたしてまいりたいと思っております。

○吉良よし子君 予算増やしていると、そして地域移行を進めるという話もありましたけれども、この地域移行を進めるというんですけど、これにだつて予算がなければ受皿は整備することできないわけですよ。下手したら保護者負担や子供たちの負担が増える可能性もあるわけで、やはりそういうことはあってはならないと思うわけです。

子供たちにとって部活というのは、やっぱり廉価で気軽にスポーツや文化に触れる機会、貴重な機会であり、友情を育んだり、人間関係学ぶとか、その年代の自治活動としても本当に積極的な意義があるものだと思身も思っているわけです。しかし、現状の大会や試合が乱立する、まあ勝利至上主義に偏ってしまうとか、必要な予算が足りないまま現場の教員に多大な負担と責任を強いるみたいなやり方では本当に現場の大きな負担になるし、子供たちにとっても負の影響というのが起きてしまうと。

やはりこれ、今の現場、現状の部活のやり方、先生方に負担を強いるような今のやり方は改めて抜本的に見直していくべきと思いますが、最後、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(末松信介君) 現場で地域からの応援で部活の顧問おられますけれども、学校内で指導して欲しいという方と、引率まで認めてもらえる先生、二手あるんですね。やっぱりそれは手当の問題等もあると思えます。そういう面では、いろんな点を見ながら、よく、今先生の御意見いただきましたので、これはもう全体に当てはまる話でございますから、検討いたしてまいります。

○吉良よし子君 是非お願いいたします。終わります。

○船後靖彦君 れいわ新選組、船後靖彦でございます。

本日は、障害児の高校受験の定員内不合格の問題について改めて質問させていただきました。よろしくお願いたします。

この時期、私はいつも大変つらい思いをしております。それは、全国で障害児の高校進学に取り組んでいる皆さんから、無事合格したといううれしい知らせとともに、定員内不合格で高校生になれなかったという知らせも届くからです。

保護者らによると、例えば富山県では、四年目で八回目の受験生が八十人定員の単位制の県立高校を受験しましたが、受験生は二人のみで、この

受験生だけが不合格とされました。千葉県では、医療的ケアの必要な受験生が三年目で五回目の受験をしましたが、全日制県立高校を定員内不合格とされました。香川県では、十八年目、三十四回目の受験生が定時制の二次募集を受験、八人受験で五人合格、この受験生を含む三人が定員内不合格とされました。これらの県では、能力、適性を判断している、点数が取れなければ高校に入っても進級の見込みがないので、定員内不合格は仕方ないとしています。

しかし、二〇〇一年に府立高校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価についての通知を出して評価基準自体を変更する合理的配慮を出している大阪府では、一人も定員内不合格を出していません。都道府県教育委員会がやる気になれば、定員内不合格を出さず、受け入れた生徒の障害の状態に合わせたカリキュラム編成、評価基準に変更することで、高校の授業を履修できるのです。これは大阪府の例ではありませんが、中学三年間の成績はほぼオール一だった人工呼吸器利用の生徒さんが、高校では十段階評価で六や七が付いたそうです。本人は何も変わっていないのに、試験の方法や課題提出の方法を工夫したことで評価がこれだけ変わるのです。

また、千葉県教育委員会は、昨年三月、令和三年度千葉県立高等学校入学候補者の決定についてを県立高校長宛てに出しました。入学許可候補者の決定に当たっては、校長は選抜、評価方法に係る説明責任を果たせるよう適切に対応すること、特に、いわゆる定員内不合格とする場合は、その理由について明確に説明できるようにすること、その際、総合的判断のみの理由では説明責任が十分に果たされているとは言えないことに留意すること、踏み込んだ指導をしています。この結果、千葉県では、定員内不合格が一九九五年に三百十四人という数字を出して以来ずっと三桁でしたが、昨年初めて二桁の九十二人になりました。今年は五十人に減少。定時制高校の二次募集で

は、定員内不合格がゼロになりました。

都道府県によって定員に満たない場合への対応が異なることは、明らかに受験生にとって大きな不利をもたらしています。公立高校の募集定員とは、これだけの人数の生徒を募集し、そのための予算措置をとっているという、都道府県民に対する公約です。各教育委員会は、その高校、学科の教育を受けるに足る能力、適性があるかどうかという適格者主義を盾に、定員が余っているのに教育を必要としている子供を拒否するのではなく、募集定員を満たすよう努力すべきと考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(末松信介君) 船後先生にお答え申し上げます。

高等学校の入学者選抜の方法等は各都道府県教育委員会等の実施者が決定しまして、各学校長が、その学校に期待される社会的役割とかあるいは学科等の特色を踏まえまして適切に可否を判定する必要があります。

その中で、障害のある生徒が障害の状態などに応じた適切な配慮の下で入試を受けられるようにすることや、入学後も適切な指導や支援を受けられるようにすることは大変重要なことでございます。

このため、文部科学省では、障害者差別解消法を踏まえまして、入学試験の実施に際しての合理的配慮の具体例として、別室実施や時間延長等の工夫を示すとともに、可能な限り配慮を行うよう都道府県教育委員会に周知しているほか、入学後に關しましても、高等学校学習指導要領におきまして組織的かつ計画的に個々の生徒の障害の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことを示し、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の配置に係る財政的な支援などを実施をいたしております。

引き続き、障害のある生徒も含めまして入学者選抜を適切に実施されますように、各都道府県等に對しまして各種会議を通じて促してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○船後靖彦君 ありがとうございます。

次の質問に移ります。

宮城県では、二〇二〇年度、一次募集で百三十八人の定員内不合格、二〇二一年度は一次募集で三十四校、八十八名、二次募集で十一校、十三名の定員内不合格者を出しています。その一方で宮城県は、応募者が定員に満たない高校が多いことを理由に、全国から受験生を募集する制度を新設すべく検討を進めていると新聞で報じられました。

資料一を御覧ください。

二〇二三年度から二校をモデル校として事業を開始するということです。しかし、主に県民の税金で運営される県立高校で、百名以上の県内の受験生を定員内不合格にしておいて、その定員を埋めるために県外の受験生を募集するということは本末転倒ではないでしょうか。

全国募集の目的の一つに、宮城県教育委員会は、多様な価値観に触れて視野が広がることを挙げているそうです。それならば、勉強が苦手な生徒や障害のある生徒を受け入れ、多様な存在とともに学ぶことも重要ではないでしょうか。

資料二を御覧ください。

二〇一八年十月に公表された文部科学省の調査によりますと、三十二道県、三百六校で全国募集を実施しています。全てが定員割れしている高校とは限らず、特色ある学科に全国から受験生を呼び込もうとしている高校もあるようです。しかし、少子化の中、定員を満たすことが難しいために全国から募集している事情がうかがえます。そうであれば、まずは地元の受験生の定員内不合格を出さないようにすべきではないでしょうか。

このような動きに対して、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(末松信介君) 船後先生から具体例を挙げて御指摘をいただきました。

高等学校の入学者選抜の方法等は、各都道府県教育委員会等の実施者が決定をしまして、各学校長が、先ほども申し上げましたように、その学校に期待される社会的な役割あるいは学科等の特色を踏まえて適切に可否が判定されることが必要でございます。

その上で申し上げれば、公立高等学校が当該都道府県外から生徒募集を行う場合は、その過程で募集の意図、目的等について県民や関係団体等に十分な説明を行い、それらの意見を十分に考慮した上でしっかりと検討すること、また、都道府県、当該都道府県です、ね、生徒の就学に過度な影響を及ぼすことがないような十分な配慮が必要でございます。さらに、定員内不合格を出す場合には、その理由について十分に説明をし、理解を得るべきと考えます。

これらを踏まえながら、実施者である都道府県教育委員会において適切に判断いただきたいと考えております。

○委員長(元榮太一郎君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(元榮太一郎君) 速記を起してください。

○船後靖彦君 代読いたします。

角度を変えて質問いたします。
地方議会選挙では、候補者が定員以下だと全員当選、つまり合格です。では、なぜ高校には定員内不合格があるのでしょうか。

○政府参考人(伯井美徳君) これ先ほども大臣が御答弁させていただきましたように、高校の入学者選抜につきましては、各学校長がその学校に期待される社会的役割や学科等の特色を踏まえ、その学校の教育を受けるに足る能力、適性を有しているかどうかを適切に可否を判定するという仕組みで運営されておりまして、そうしたことから定員内不合格というのが生じているというものでございます。

ただし、定員内不合格を出す場合には、やはりその説明責任、学校長として、あるいは設置者である教育委員会としてその説明責任を徹底し、そうした理由について十分に説明をして理解を得るということが肝要であるというふうに考えております。

○船後靖彦君 代読いたします。

大臣の御見解もお聞かせください。

○国務大臣(末松信介君) 繰り返しになりますけれども、先ほども申し上げたように、高等学校の入学選抜の方法につきましては、今、伯井局長もお話がありましたけれども、各都道府県教育委員会の実施者が決定しまして、各学校長がその学校に期待される社会的役割や学科等の特色を踏まえてその学校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判断することとされておまして、定員内不合格自体が必ずしも否定されているものではないです。

一方で、障害を理由に入学を認めないということとはあつてはならないと考えております。当然です。このため、文部科学省では、障害者差別解消法を踏まえまして、合理的配慮の具体例として、入学試験の実施に際して別室受験実施や時間の延長等の実施方法の工夫を示すとともに、可能な限り配慮を行う、都道府県委員会に対して周知をしているところでございます。

その上で、定員内不合格を出す場合には、その理由について十分に説明をし、理解を得るべきものと考えてございます。

○船後靖彦君 ありがとうございます。

次の質問に移ります。

二〇二〇年の本委員会で、定員内不合格に関する実態調査を求める私の質問に対して、政府参考人は校長の公正な合否判断に影響を与える可能性があるとの控えたいとお答えになりました。納得いきません。

資料三を御覧ください。

これは、質疑直後の十一月二十一日、文部科学

省はまずは実態調査をと訴えている毎日新聞の社説です。高校進学率九八・六とほぼ全入に近い中、最も教育を必要とする少数者に対して高校の門を閉ざす、教育の本義に反していると私は考えます。

東京、大阪、神奈川のように、定員内不合格者を出していない地域でなら高校生になれているのに、能力、適性という適格者主義の下、何年も何度も定員内不合格に泣いている受験生がいます。定員内不合格者の数を明らかにすることで、入学選抜の実施にどのような支障が出るのでしょうか。その懸念と、定員内不合格で同世代のつながりを絶たれ、社会の中での居場所を失う子供の不利益を比較したとき、大臣はどちらが深刻とお考えになりますか。定員内不合格に関する実態調査を再度お願いしたたく存じます。大臣、いかがでしょうか。

○委員長(元榮太一郎君) 申合せの時間ですので、お答えは簡潔に願います。

○国務大臣(末松信介君) 船後先生にお答え申し上げます。

定員内不合格の実態調査につきましては、その実施によりましてその学校及び学科で学ぶための能力や適性に関する校長の公正な合否判断、少なからず影響を与えてしまう可能性があることと、各地域の事情を踏まえてそれぞれの方法等により選抜したにもかかわらず、定員内不合格の人数等の多寡のみで単純に都道府県が比較をされますなどの理由によりまして、入学選抜の円滑な実施等に支障が生ずるおそれがあるとの都道府県教育委員会からの意見を踏まえ、慎重に考えておりました。

しかしながら、入学選抜は公正に行われるべきものでありまして、定員内不合格を出す場合にはその理由が説明されるべきものであると、こういうことを踏まえまして、先生からの御指摘の趣旨を踏まえて、改めてどのような調査が可能か検討いたします。

○船後靖彦君 代読します。

終わります。ありがとうございます。

○委員長(元榮太一郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(元榮太一郎君) 次に、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。末松文部科学大臣。

○国務大臣(末松信介君) 失礼いたします。

この度、政府から提出いたしました教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

グローバル化や情報化の進展により、社会の在り方そのものが急速に変化する状況が生じつつあり、教育をめぐる状況の変化も速度を増しております。このような中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっております。また、平成二十八年の教育公務員特例法の改正により、文部科学大臣が定める指針を参酌した上で、教育委員会が教師の資質の向上に関する指標を定め、当該指標に基づき教員研修計画を定めることとされており、各地域の課題やニーズに応じた体系的な研修の実施が図られるようになるとともに、教師についてもオンライン化された学びが新型コロナウイルス感染症に対する対応を契機に急速に広まっております。

このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、教師の学びの在り方もまた変化することが必要であり、令和の日本型学校教育を実現する新たな教師の学びの姿として、主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びなどが求められているところです。

この法律案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するた

め、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならないこととするともに、指導助言者は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとしております。また、指導助言等を行う場合、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該記録に係る情報を活用するものとしております。

第二に、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を教育職員免許法から削除することとしております。あわせて、本法律案の施行の際に現に効力を有し、本法律案による改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、本法律案の施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を講ずることとしております。

第三に、普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低限の職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大するとともに、主として社会人を対象とする教職特別課程について、その修業年限を一年以上に弾力化することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

第一〇二〇号 令和四年四月四日受理 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願 請願者 和歌山県海南市 東山大次郎 外百五十六名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。	ることに関する請願 請願者 和歌山県有田郡湯浅町 川口千枝 外百五十六名 紹介議員 武田 良介君 この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。	紹介議員 吉良よし子君 現在、幼稚園児の約八七％が私立幼稚園に通っており、私立幼稚園は幼児教育において極めて重要な役割を果たしている。子供の成長発達の中で、子供同士の育ち合いや子供一人一人に対する教師のゆとりを持った関わりは不可欠なものである。加えて、近年多様な支援を必要とする子供が増加し、一人一人により時間を掛けて対応することが求められる状況となっている。二〇一九年十月から父母負担は無償化されたが、幼稚園の教育条件を整えるための費用は放置されたままである。二〇一五年から実施されている子ども・子育て支援新制度においても、一クラス当たりの園児数などの設置基準は改善されないままである。こうした教育条件の実態の中で、二〇二〇年度から新型コロナウイルス感染症の蔓延という事態が起きている。子供たちの安全な成長と学びを求めて小学校では義務標準法が改正され、クラス定員が小学六年まで三十五人とされることになったが、小学校の定員が見直されたにもかかわらず、幼稚園では三歳児までを含めて現行の一クラス三十五人という設置基準が継続されたままである。これでは子供たちの安全・安心を守ることはできない。また、子供たちの安全・安心の確保には、教職員が命と生活を脅かされることなく笑顔で子供たちに向き合えるという教育労働条件が欠かせず、そのためには教職員の大規模な増員が必要である。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、私立幼稚園の経営安定、「コロナ禍」の下で安全・安心な保育ができる教育条件の改善のために、経常費助成補助を大幅に増額すること。 二、どの子も幼児教育を受けることができるよう父母負担を軽減するために、幼稚園や認定こども園に関わる費用は完全に無償化すること。 三、教職員の労働条件改善のために、人件費に充当される補助項目を拡充すること。 四、行き届いた幼児教育を行うために、幼稚園設置基準を三歳児十五名、四・五歳児二十名以下のクラス定員に改正すること。 五、「子ども・子育て支援新制度」へ移行した園において、教育・保育条件が現行水準より後退しないように、職員確保のための助成の拡充や、公定価格の増額を進めること。 六、幼児教育への株式会社への参入を認めないこと。
第一〇二二二号 令和四年四月四日受理 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願 請願者 和歌山市 大峽加純子 外百五十六名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。	第一〇二五号 令和四年四月四日受理 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願 請願者 和歌山市 岩田美和 外百五十六名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。	第一〇三八号 令和四年四月六日受理 専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願 請願者 東京都葛飾区 鈴木瑞恵 外七百六十五名 紹介議員 井上 哲士君 学校図書館は、児童・生徒にとって一番身近な図書館であり、学校教育において大きな役割を担っている。学校図書館は、幅広く豊かな読書により心の成長を促す、探究学習などを通じて自ら学ぶ姿勢を培い、より深い学びへと導く、情報を収集・選択・活用する力を育てるなど児童・生徒の成長を幅広く支えている。主体的・対話的で深い学びの実現のためにもますます重要視されている。学校司書は、図書館の専門職であり、子供たちの読みたい本や学習に必要な図書資料・情報を選択し、利用しやすいように分類・組織化を行う。また、児童・生徒及び教職員など利用者がそれらを適切に入手できるようガイダンスやレファレンスを行う。さらに、広報、展示、特設コーナーを作るなど、学校図書館の運営全般に関わる職務を担う。学校司書が配置されてこそ、学校図書館を教育活動にいかすことができる。二〇一五年四月から施行された学校図書館法に初めて学校司書が明記され、二〇一六年十一月には「学校図書館ガイドライン」で学校司書のモデルカリキュラムが文部科学省により作成された。しかし、学校司書の採用に当たって資格を全国的に一律の義務付けを行うことは困難であるとして、採用条件を地方公共団体の判断に委ねていることから、モデルカリキュラムを履修しても採用の保障はな
第一〇二二二号 令和四年四月四日受理 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願 請願者 和歌山市 田村有香子 外百五十六名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。	第一〇二六号 令和四年四月四日受理 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願 請願者 和歌山県岩出市 山崎浩廉 外百五十六名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。	
第一〇二三号 令和四年四月四日受理 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願 請願者 和歌山市 田中久美子 外百五十六名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第六七三号と同じである。	第一〇三三三号 令和四年四月五日受理 国の責任による二十人学級を展望した少人数学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願 請願者 宮城県東松島市 阿部征一 外二千二百二十九名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。	
第一〇二四号 令和四年四月四日受理 学校現業職の民間委託を推進するトップランナー方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願 請願者 愛知県碧南市 鳥居南美 外一万六千二百六十名	第一〇三四号 令和四年四月五日受理 私立幼稚園・認定こども園を始めたとした幼児教育の充実と発展に関する請願 請願者 愛知県碧南市 鳥居南美 外一万六千二百六十名	

第六部 文教科学委員会会議録第六号 令和四年四月二十一日【参議院】

い。もとより、学校司書が必置とされていらないため、非正規や兼務の司書が増加し、図書館を毎日開館できない状況が増えていることは大きな問題である。学校図書館がその機能を發揮するためには、十分な図書費や環境の整備に加え、専任・専門・正規の学校司書の配置が不可欠である。

この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇四二号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都武蔵野市 森本陽子 外七
百六十五名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二〇三八号と同じである。

請願者 東京都品川区 大澤利幸 外七百六十五名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第二〇四八号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都世田谷区 本多由美 外七
百六十五名
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇五四号 令和四年四月七日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 東京都小金井市 佐藤陽子 外七
千九百九十七名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一〇五五号 令和四年四月七日受理
国の責任による二十人学級を展望した少人数学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願
請願者 横浜市 高橋俊行 外三千六百九十四名
紹介議員 真山 勇一君
この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

一、全ての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。
二、学校図書館法に学校司書を「置かなければならない職、学校図書館の専門的職務をつかさどる職」として位置付けること。
三、学校司書を学校教育法、標準法など関係法規に位置付けること。
四、二〇一六年十一月に作成された「学校図書館ガイドライン」学校司書のモデルカリキュラムが十分に効力を發揮するよう、必要な措置を講じること。

第一〇四三号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都西東京市 古賀元子 外七百七十四名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇四四号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都葛飾区 古里大輔 外七百六十五名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第二〇四九号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都小平市 新田大樹 外七百六十五名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第二〇五〇号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都調布市 徳田夕子 外七百六十五名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇五六号 令和四年四月七日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市 藁谷文 外百三十四名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第三三六号と同じである。

第一〇五七号 令和四年四月七日受理
私立幼稚園・認定こども園を始めとした幼児教育の充実と発展に関する請願
請願者 東京都八王子市 豊田彩華 外千九百九十九名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一〇三九号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 埼玉県朝霞市 森川紗希 外七百六十五名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇四五号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都江東区 遊佐陵汰 外七百六十五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇五一号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 長野県佐久市 佐藤知幸 外百九十九名
紹介議員 羽田 次郎君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇五七号 令和四年四月七日受理
私立幼稚園・認定こども園を始めとした幼児教育の充実と発展に関する請願
請願者 東京都八王子市 豊田彩華 外千九百九十九名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一〇四〇号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都足立区 猪俣園美 外七百六十五名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇四六号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都葛飾区 中馬由加里 外七百六十五名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第二〇五二号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 新潟県新発田市 鈴木和枝 外百九十九名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇五七号 令和四年四月七日受理
私立幼稚園・認定こども園を始めとした幼児教育の充実と発展に関する請願
請願者 東京都八王子市 豊田彩華 外千九百九十九名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一〇三四号と同じである。

第一〇四一号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都足立区 石津あや 外七百六十五名
紹介議員 岩渕 友君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇四七号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 東京都葛飾区 中馬由加里 外七百六十五名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

第一〇五二号 令和四年四月六日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 新潟県新発田市 鈴木和枝 外百九十九名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一〇三八号と同じである。

四月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第二条第三項中「限る。」の下に「第二十二条の六第三項、第二十二条の七第二項第二号及び」を加える。

第十七条第一項中「県費負担教職員」の下に「(以下「県費負担教職員」という。)」を加え、「第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。」を削る。

第四章の章名を削る。

第十九条の次に次の章名を付する。

第四章 研修

第二十条を次のように改める。

(研修実施者及び指導助言者)

第二十条 この章において「研修実施者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者という。

一 市町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。次号において同じ。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該市町村の教育委員会

二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この号及び次項第二号において「中核市」という。)が設置する小学校等(中等教育学校を除く。)の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該中核市の教育委員会

三 前二号に掲げる者以外の教育公務員 当該教育公務員の任命権者

2 この章において「指導助言者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 前項第一号に掲げる者 同号に定める市町村の教育委員会

二 前項第二号に掲げる者 同号に定める中核市の教育委員会

三 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員である者(前二号に掲げる者を除く。) 当該校長及び教員の属する市町村の教育委員会

四 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員以外の者 当該校長及び教員の任命権者

第二十一条第二項中「任命権者」を「研修実施者」に改める。

第二十二条第三項中「任命権者」の下に「(第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。)」を加える。

第二十二条の二第一項中「以下」の下に「この条及び次条第一項において」を加える。

第二十二条の三第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第二項中「あらかじめ第二十条の五第一項」を「第二十二条の七第一項」に改める。

第二十二条の四第一項中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「この条」の下に「及び第二十二条の六第二項」を加え、同条第二項第一号中「任命権者が」を「研修実施者が」に改め、「この項」の下に「及び次条第二項第一号」を加え、「任命権者実施研修」を「研修実施者実施研修」に改め、同項第二号及び第三号中「任命権者実施研修」を「研修実施者実施研修」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「研修」を「前号に掲げるもののほか、研修」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の

次に次の一号を加える。

四 研修実施者が指導助言者として行う第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等の方法に關して必要な事項（研修実施者が都道府県教育委員会である場合においては、県費負担教職員について第二十条第二項第三号に定める市町村教育委員会が指導助言者として行う第二十二條の六第二項に規定する資質の向上に關する指導助言等に関する基本的な事項を含む。）

第二十二條の四第三項中「任命権者」を「研修実施者」に改める。

第二十二條の五第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条を第二十二條の七とし、第二十二條の四の次に次の二條を加える。

（研修等に関する記録）

第二十二條の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録（以下この条及び次条第二項において「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならない。

2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項

二 第二十六條第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項

三 認定講習等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第三備考第六号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）のうち当該任命権者が開設したものであつて、当該校長及び教員が単位を修得したものに關する事項

四 前三号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに關する事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県教育委員会である場合においては、当該都道府県教育委員会は、指導助言者（第二十条第二項第一号及び第三号に定める者に限る。）に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとする。

（資質の向上に關する指導助言等）

第二十二條の六 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に關する情報を提供し、又は資質の向上に關する指導及び助言を行うものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、前項の規定による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言（次項において「資質の向上に關する指導助言等」という。）を行うに当たつては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。

3 指導助言者は、資質の向上に關する指導助言等を行うため必要があるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に關する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第二十三條第一項中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「。附則第五条第一項において同じ」を削り、「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「任命権者」を「指導助言者」に改める。

第二十四條第一項中「任命権者」を「研修実施者」に、「（以下）を」（次項において）に改め、同条

第二項中「任命権者」を「指導助言者」に改める。

第二十五條第一項中「研修（以下）の下に「この条において」を加える。

第二十六條第一項中「任命権者」の下に「（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村教育委員会。次項及び第二十八條第二項において同じ。）」を加え、同條第一号中「（昭和二十四年法律第百四十七号）」を削り、同條第四号中「任用された者、」の下に「第二十三條第一項に規定する」を加える。

第三十五條中「とあり、並びに」を「とあり、」に改め、「教授会の議に基づき学長」の下に「とあり、並びに第二十一条第二項中「研修実施者」」を加える。

附則第四条中「第二十二條の五」を「第二十二條の七」に、「指標」を「第二十二條の三第一項に規定する指標」に、「あらかじめ同条第二項第二号」を「第二十二條の七第二項第二号」に改める。

附則第五条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「任命権者に」を「研修実施者（第二十条第一項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。）」に、「任命権者（」を「研修実施

者（二）に、「採用」を「採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）」に改める。

附則第六条の見出しを「（幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例）」に改め、同条第一項中「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等」に改め、「中堅教諭等資質向上研修」の下に「（第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修をいう。次項において同じ。）」を加え、「第二十四条第一項」を「同条第一項」に、「幼稚園の」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の」に改め、同条第二項中「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等」に改める。

附則第七条中「対して、」の下に「第二十五条第一項に規定する」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第二条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の二」に改める。

第三条の二第二項中「、あらかじめ」を削り、「第五条第七項で定める」を「第五条第六項に規定する」に改める。

第五条第二項を削り、同条第三項ただし書中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第七項で定める」を「第六項に規定する」に、「第三項」を「第二項」に改め、「、あらかじめ」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第六条第二項中「第五条第三項及び第六項」を「第五条第二項及び第五項」に改め、同条第四項を削る。

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第二項及び前項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「、免許状の有効期間の満了の日」を削る。

第九条第一項中「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべて」を「全て」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第九条の二から第九条の四までを削り、第九条の五を第九条の二とする。

第十六条を削る。

第十六条の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「機構」を「独立行政法人教職員支援機構（別表第三備考第十一号において「機構」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第十六条とし、第十六条の二の二を第十六条の二とする。

第十六条の三の前の見出しを「（中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例）」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条の四第四項を削る。

第十七条の前に見出しとして「（特別支援学校の教諭等の免許状に関する特例）」を付し、同条第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第一項中「行為」を「違反行為」に改め、同項第一号中「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」に、「第六条第一項から第三項まで」を「第六条」に改める。

附則第三項中「第六項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

附則第五項後段を削る。

附則第七項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第八項ただし書、第九項後段、第十一項ただし書、第十七項後段及び第十八項後段を削る。

別表第一備考第一号の二及び第五号イ中「第十六条の三第四項」を「第十六条の三第三項」に改め、同表備考第六号中「一年」を「一年以上」に改める。

別表第八第三欄中「学校における主幹教諭」を「免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含む、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。）における主幹教諭等（主幹教諭）に、「又は講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）」、指導教諭、教諭又は講師を含む、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む）」を、「主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一 第三欄の「当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同欄の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者は、当該教育施設の設置者その他の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。

二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条及び附則第六条の規定 令和五年四月一日

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十二条の五の規定は、同条第二項第一号に規定する校長及び教員が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に受講する同項第一号の研修実施者実施研修、同項第二号に規定する教員が同日以後に履修する同号の大学院の課程等、同項第三号に規定する任命権者が同日以後に開設する同号の認定講習等のうち同号に規定する校長及び教員が同日以後に単位を修得するもの並びに同項第四号に規定する校長及び教員が同日以後に行う同号の取組について適用する。

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であつて、第二条の規定による改正前の教育職員免許法第九条第一項及び第二項の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日（附則第十二条において「施行日」という。）以後は、有効期間の定めがないものとする。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第四条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項後段を削る。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第五条第六項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に改める。

附則第十項ただし書を削る。

附則第十九項中「新法附則第九項」を「教育職員免許法附則第七項」に改める。

附則第二十項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第二十一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「同条第六項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の四、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条」を「及び地方公務員法第三十九条第二項」に改め、「かかわらず」の下に「、教育公務員特例法第四章の定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、中核市の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

第六十一条第一項中「及び附則第二十七条」を削り、同条第二項中「この項」を「この条」に、「並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の三から第二十二条の五まで、第二十三条第一項及び第二十四条第一項」を「及び地方公務員法第三十九条第二項」に改め、「かかわらず」の下に「、教育公務員特例法第四章の定めるところにより」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

附則中第二十五条から第二十七条までを削り、第二十八条を第二十五条とする。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 学校教育法等の一部を改正する法律（平成三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新学校教育法」を「学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法（次項において「平成十七年改正前学校教育法」という。）」に、「第五条第六項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に改める。

附則第四項中「新学校教育法」を「平成十七年改正前学校教育法」に、「第二条の規定による改正後の教育職員免許法附則第十一項」を「教育職員免許法附則第九項」に改める。

（独立行政法人教職員支援機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「第九条の三第一項の規定による認定及び同法」を削り、同条第六号中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第九条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「[までとする]とあるのは「[までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする]と」を削り、同条第二項及び第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出し及び同条から附則第四条までを削る。

附則第五条中「新法」を「第一条の規定による改正後の教育職員免許法（次条において「新法」という。）」に改め、同条を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第六条を附則第三条とする。

附則第七条から附則第十九条までを削る。

（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（以下この項において「旧平成十九年改正法」という。） 附則第二条第五項（旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に失効した普通免許状及び特別免許状（旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する旧平成十九年改正法附則第二条第一項に規定する特例特別免許状を含む。）の返納については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「（第三項において単に「登録」という。）」を削り、同条第三項を削る。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。